# アラウンド・ザ・ワールド 2

Part

*Around the World*

## 第99回 韓国の新たな会計基準とソルベンシー制度導入

アラウンド・ザ・ワールドPart2の99回目は、昨年、国際財務報告基準と新資本規制を同時に導入した韓国保険業界の動向を考察する。韓国の先行事例から学べることは?

(RGA再保険会社提供)

盧氏

執筆者
RGA日本支店エグゼクティブディレクター
商品リサーチ&マーケティング
盧東旭(ノウ・ドンウク)

2023年、韓国の保険業界は保険負債の時価評価と発生主義の収益・費用認識を根幹とするIFRS第17号(保険契約)とIFRS第9号(金融商品、以下、「IFRS第17号」と総称する)を採用した。同時に、規制当局は経済価値ベースの新しい資本規制(K−ICS)も導入した。これらの新しい規制の枠組みは、韓国の保険会社の財務諸表はもちろん、事業戦略やさまざまな業務に大きな影響を与えている。

日本ではIFRS第17号の適用は任意であるが、25年から経済価値ベースのソルベンシー制度(ESR)の導入が予定されているため、少し早く制度を施行した韓国の事例から示唆点を探ってみることも意味があるかもしれない。

### IFRS第17号導入に伴う財務諸表上の変化

新制度を導入した後、初めて公表された韓国保険業界の決算資料によると、多くの会社が過去最高の当期純利益と安定した支払余力を報告した。

利益が急増した理由としてまず取り上げられたのは、導入数年前からの収益性の高い保障性商品の拡大による保有および新契約サービスマージン(CSM)の増加である。CSMとは、将来提供される保険サービスから創出される利益の現在価値と定義される。最初は前受収益、つまり負債として計上され、その後、保険期間中に償却されながら収益として認識される。一方、保険契約の獲得に直接起因する新契約費の繰延期間が7年から保険期間に延長されたことも、当期純利益の増加に与えた影響は少なくない。

金利の上昇による資産の減少よりも時価評価後の負債の減少が大きかったため、当初の懸念とは裏腹に資本も増加した。これに関しては、資本基盤を強化するための保険会社の持続的な努力とともに、業界への急激なショックを防ぐために設けられた緩い経済的前提の退し、独立代理店チャネルがより拡大している。

資産運用環境も変化している。例えば、以前はその他包括利益(OCI)として貸借対照表の資本項目だけに反映されていた有価証券からの含み損益が、今は損益計算書を通る可能性が生じたので、その分純利益の変動が大きくなっている。そのため、新しい会計基準の下では、資産運用における利益の最大化よりも、金利リスクや投資損益のボラティリティを管理することが最も重要な課題になっている。

## 経済価値ベース新制度導入後の韓国保険業界動向

### IFRS第17号適用後の財務実績に関する論争

過去1年間の韓国保険業界の好調な財務実績については、多くの論争が起こった。新契約費の繰延償却期間の拡大による費用減少効果や業界全般の保険事故発生率が改善された部分はあったが、根本的な体力が大きく変わっていないにもかかわらず、会計制度の変更により実績が改善されたように見える錯視効果だという指摘があった。原則しか存在せず、算定方法が曖昧なことを利用して、保険会社が過度に保守的または楽観的な前提を適用し、結果として純利益または資本額の水増しがあったのではないかとの見方もあった。

このため、韓国の規制当局である金融監督院(FSS)は、キャッシュフローの割引率と特定商品の損害率および解約・失効率の前提設定に関するガイドラインを公表した。これは、IFRSの原則主義の考え方に反するものの、負債の公正価値評価のための最低基準を設けることを目的としていた。

特に割引率に関しては、当初IFRS第17号の本格的な議論が始まった低金利時代に設けられた方法論などが高金利基調下で施行されるにつれ、過度に保険会社に有利な方向に働いた側面があった。結果として経済的な実質からかけ離れてしまった割引率については、27年までに段階的に正常化される予定である。当面、24年には、終局フォワードレート(UFR)の引き下げと流動性プレミアムの縮小に加え、最終観測可能年限(LOT)も20年から30年へと延長されるので、最良推定負債(BEL)は増加し当期純利益は減少する可能性が高いと見込まれている。

### K−ICS導入から1年後の現況

日本のソルベンシー・マージン比率(SMR)規制と同様に、資産(時価)と負債(簿価)の評価が非対称であり、金利リスクを適切に反映できないという既存制度の限界がK−ICSを導入した根本的な理由だ。当然のことながら、新制度の枠組みはいずれも国際資本基準(ICS)をベースとしており、K−ICSは25年度に導入予定の日本のESRとほぼ同じ体制だ。

23年9月末時点で業界全体のK−ICS比率は224・2%だったが、新制度が安定するまでの10年間、段階的に適用する移行措置が反映された結果だ。移行措置がなければ、全体のK−ICS比率は201・8%となり、7社が規制当局の勧告である150%を満たさなかった。しかも、そのうち4社は業務改善命令の対象になる可能性のある100%を下回った。

負債に対する時価評価システムへのソフトランディングのための好意的な割引率の適用以外にも、K−ICSに対する別途の移行措置も段階的に正常化されていく予定だ。この場合、結果として所要資本(リスク量)は増加し、適格資本は減少せざるを得ない。他の条件が同じであれば、単純に業界全体のK−ICS比率は24年末までに約10ポイント低下すると予想されている。

### ボラティリティ管理の重要性が増加

このような背景から、韓国の保険会社は、共同再保険を含む金融ソリューションとしての再保険の活用にますます関心を寄せている。これまで、ソルベンシーのポジションが相対的に弱い保険会社は、主に劣後債やハイブリッド証券などを利用して適格資本を強化してきた。しかし、K−ICS導入後、リスク量の削減に加え、自己資本や、さらには会計上の期間損益の変動を抑制するため、デリバティブや再保険を活用する戦略がより積極的に検討されている。

例えば、大量解約リスクによるK−ICS比率への影響を抑えるために、短期的に再保険を使う事例が23年に多数発生した。大量解約リスクを再保険会社に移転することで、所要資本の低減だけでなく、貸借対照表の負債項目であるリスクマージン(MOCE)も減り、最終的に適格資本も増えるようになった。ある保険会社は、大量解約リスクを吸収する目的として再保険を利用した結果、K−ICS比率を10ポイント以上引き上げたと伝えられている。しかし、市場金利が一定水準以下に下がると、大量解約リスクに対する懸念が和らぎ、再保険によるリスク移転の必要性も減っていく可能性がある。

収益と費用をマッチングする発生主義基盤のIFRS第17号の導入により、保険損益は比較的に安定的になったが、前述の通り損益計算書に含み損益が反映されるようになったため、投資損益の変動性は高くなった。言い換えれば、金利リスクが損益に直接影響を与えることに伴い、損益計算書のボラティリティを管理するためにも再保険の役割がより重要になっている。

韓国は保険会社のALMを支援するため、24年2月から30年国債先物を導入した。しかし、デリバティブを利用して資産のデュレーションを伸ばすには限界があるため、再保険を活用して負債のデュレーションを減らすとともに、保険リスクも移転する試みが活発に行われている。もちろん、どのような再保険構造がソルベンシー改善の効果を最大化するか綿密に検討する必要がある。日本の場合、すでにアジアで最も活発な共同再保険市場が形成されているが、25年ESR導入後、資本およびリスク管理目的の再保険に対する需要はさらに増えると考えられる。

### 結論

IFRS第17号とK−ICSを同時に導入するまでの長い準備期間の中、韓国の保険業界はさまざまな試行錯誤を重ねてきた。しかしながら、その過程の中で幸いにも、成果指標、経営戦略、運営体系などが利益の変動性を減らし、より効率的な資本管理体制を整える方向に継続的に進化している。日本と類似点が多い韓国保険業界の新しい会計基準とソルベンシー制度の施行をめぐる初期の経験、さまざまな論議や課題などが少しでも日本のマーケットに参考になれば幸いである。

◇

【盧東旭(ノウ・ドンウク)氏のプロフィル】
韓国の西江大学卒業。韓国アクチュアリー会正会員。韓国および日本の保険業界で25年超の経験を有する。22年RGA入社。